



平成 25 年 9 月 25 日

株式会社メディアシーク

代表取締役社長 西尾 直紀
(コード番号:4824 東証マザーズ)
問合せ先 取締役業務管理部長
根津 康洋
(TEL 03-5423-6600)

各 位

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 9 月 25 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。また、同取締役会において平成 25 年 10 月 29 日開催予定の第 14 回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式の分割

(1) 分割の方法

平成 26 年 1 月 31 日（金）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成 26 年 1 月 31 日（金）最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数とします。平成 25 年 8 月 31 日（土）現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

① 株式の分割前の発行済株式総数	97,215 株
② 株式の分割により増加する株式数	9,624,285 株
③ 株式の分割後の発行済株式総数	9,721,500 株
④ 株式の分割後の発行可能株式総数	30,000,000 株

* 今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

* 上記株式数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成 26 年 1 月 14 日（火）
② 基準日	平成 26 年 1 月 31 日（金）
③ 効力発生日	平成 26 年 2 月 1 日（土）

(4) 新株予約権行使額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成26年2月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成16年10月26日株主総会決議に基づく第7回新株予約権	217,000 円	2,170 円
平成16年10月26日株主総会決議に基づく第8回新株予約権	205,000 円	2,050 円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

「2. 株式の分割」の効力発生日である平成26年2月1日(土)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年2月1日(土)

(参考)平成26年1月29日(水)をもって、証券取引所における売買単位も1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の「2. 株式の分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議(下記①乃至③)、平成25年10月29日開催予定の第14回定時株主総会決議(下記④及び⑤)により、平成26年2月1日(土)をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条(単元株式数)を新設いたします。
- ③ 現行定款第6条の変更及び第7条の新設並びにそれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。
- ④ 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるために、第8条(単元未満株式についての権利)を新設いたします。
- ⑤ 第8条の新設並びにそれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 定款変更の日程

決議日

取締役会による決議日：平成25年9月25日(水)

定時株主総会における決議日(予定)：平成25年10月29日(火)

定款変更の効力発生日：平成26年2月1日(土)

以上

別紙

1. 平成 25 年 9 月 25 日開催の取締役会決議に基づく変更

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>300,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,000,000</u> 株とする。
(新設)	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第 7 条～第 45 条 (条文省略)	第 8 条～第 46 条 (現行どおり)
(新設)	附則 第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにそれに伴う条数の変更の効力発生日は平成26年2月1日とする。 なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。

2. 平成 25 年 10 月 29 日開催予定の株主総会決議に基づく変更

平成 25 年 9 月 25 日開催の 取締役会決議に基づく変更後の定款	変 更 案
(新設)	(単元未満株式についての権利) 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 ① <u>会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利</u> ② <u>会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利</u> ③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 8 条～第 46 条 (条文省略)	第 9 条～第 47 条 (現行どおり)
附則 第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにそれに伴う条数の変更の効力発生日は平成26年 2 月 1 日とする。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。	附則 第 6 条の変更、第 7 条及び第 8 条の新設並びにそれに伴う条数の変更の効力発生日は平成26年 2 月 1 日とする。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。

以上